



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分(二件)……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 平成二十六年十一月二十日付東京都告示第十五百四十三号……………

告示

●東京都告示第百五十三号
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十二日

東京都知事 舛添 要一

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社サンリゾート
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 矢倉 敏雄
 - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿一丁目十九番八号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(6)第六三九〇八号
 - (五) 免許年月日 平成二十六年三月二十六日
- 二 処分年月日 平成二十七年二月四日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十七年二月十九日から同年三月二十日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第三十四条の二第一項第五号、第三十五条第一項、第三十七条第一項並びに第六十五条第二項第二号及び第五号

●東京都告示第百五十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十二日

東京都知事 舛添 要一

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社ファースト・ポイント
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 田邊 一美
 - (三) 主たる事務所の所在地 板橋区常盤台四丁目三十七番九号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八五九七二号
 - (五) 免許年月日 平成二十三年六月九日

二 処分年月日 平成二十七年二月四日

三 処分内容 業務の全部の停止二十二日間(平成二十七年二月十九日から同年三月十二日まで)

- 四 適用条項 宅地建物取引業法第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三年建設省告示第五百三三号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月十二日

東京都知事 舛添 要一

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業都市高速道路中央環状新宿線及び都市高速道路第五号線
- 三 事業施行期間 平成三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし

●東京都告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十四年国土交通省告示第六十号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路 晴海線
- 三 事業施行期間 平成十四年二月十二日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和六十一年建設省告示第七百四十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路 王子線
- 三 事業施行期間 昭和六十一年十一月四日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第百五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日 狛江市和泉本町四丁目百五十番一、平成二十七年一同番七、同番八、百六十八番二及び 月十五日 百六十九番二
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市曙町三丁目七番十号)

●東京都告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十七年二月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十二日

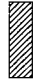


東京都知事 舛 添 要 一

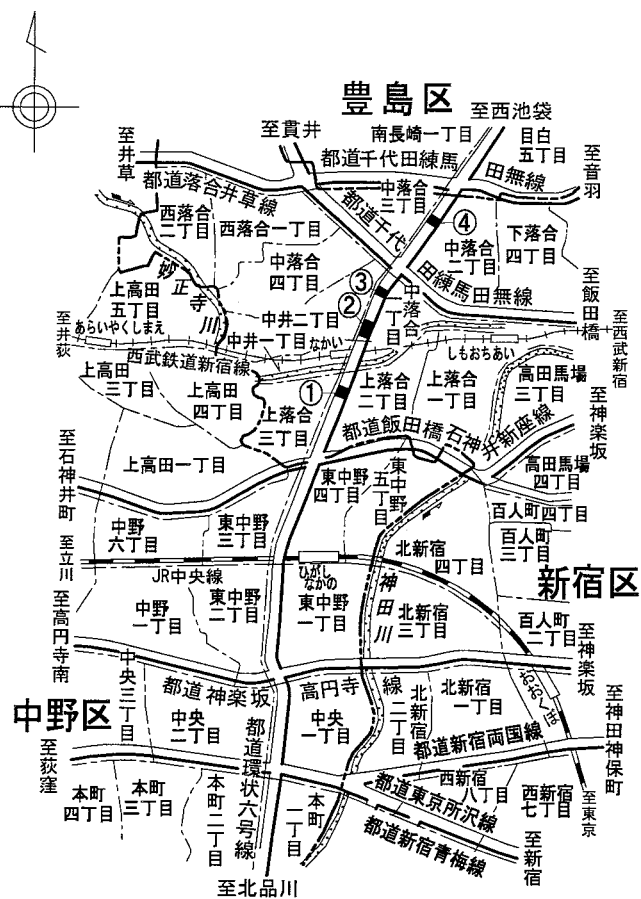
- 一 路線名 環状六号
- 二 変更の区間 新宿区上落合三丁目七百三十八番二十五地先から同区中落合二丁目千四百六番四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道環状六号線区域変更略図

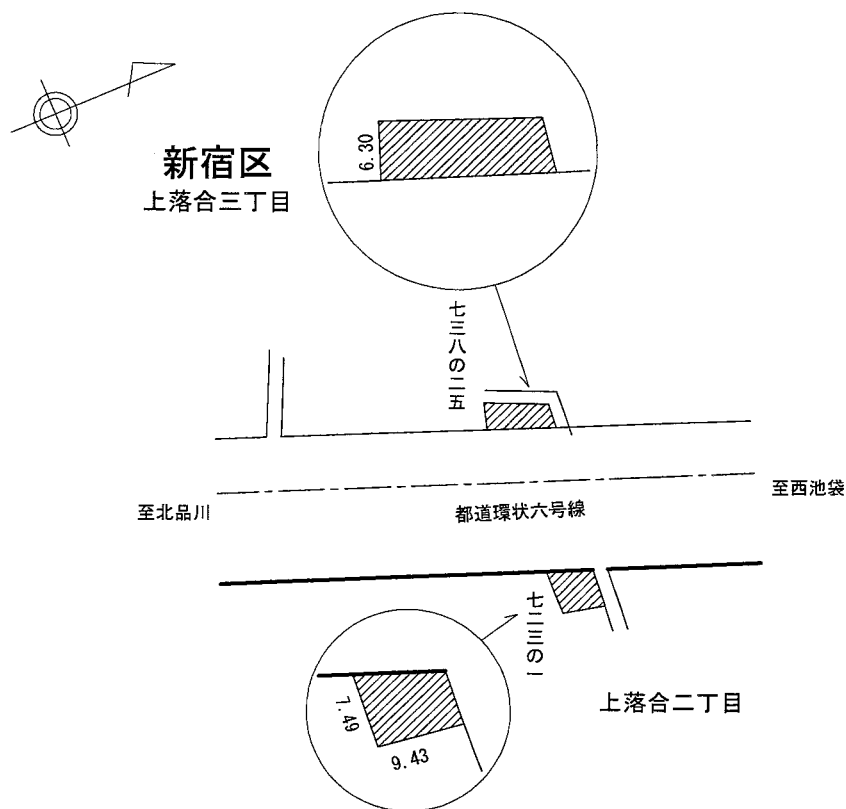
新宿区上落合三丁目、中落合二丁目

 廃止区域
 特別区道
 都道
 延長 一七九・四九メートル
 面積 九二六・〇五平方メートル

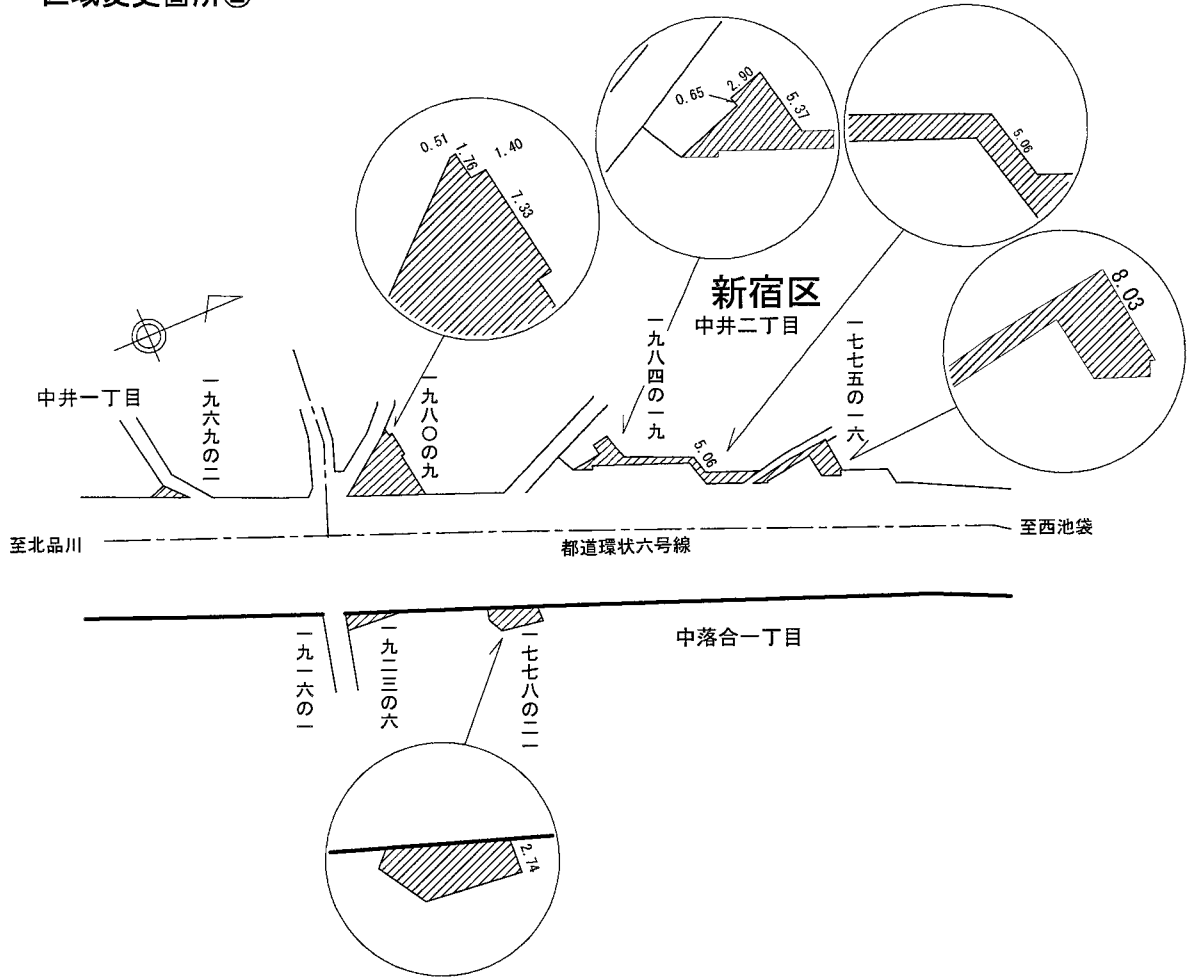


区域変更箇所①～④

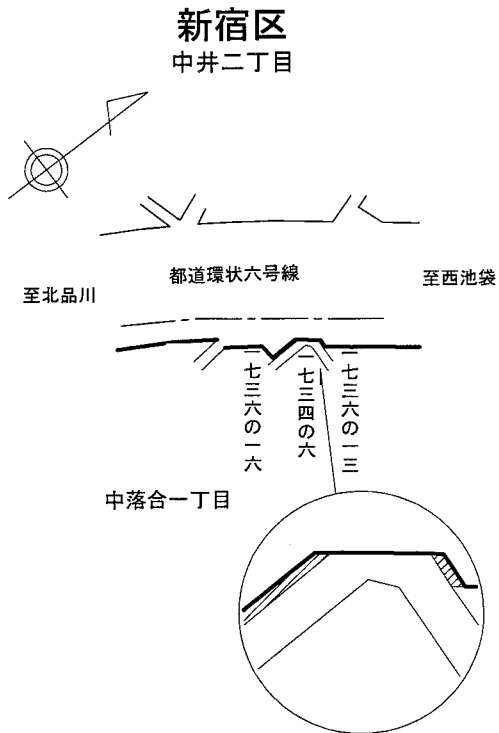
区域変更箇所①



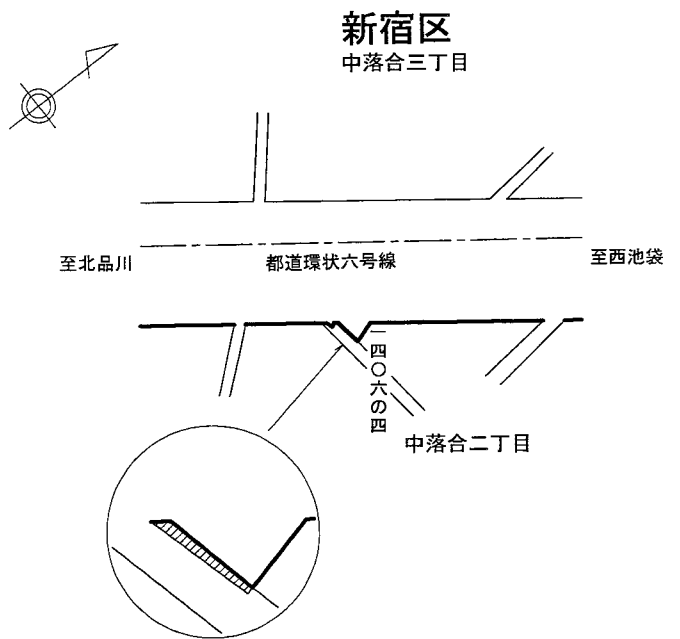
区域変更箇所②



区域変更箇所③



区域変更箇所④



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人そら

三 代表者の氏名

阿南 允

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区東尾久五丁目三十五番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ方を対象として、特に知的障害者を持つ方たちに、住み慣れた地域において障害者本人の意向を十分に尊重し生き生きとした日常生活を過ごせるグループホームを提供し、また、地域を通じて多くの知的障害の方に積極的に社会参加が出来るゆたかな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グロージングピープルズウィル

三 代表者の氏名

高橋 和哉

四 主たる事務所の所在地

東京都小金井市前原町二丁目十五番二十号

五 定款に記載された目的

この法人には、3つの目的がある。一つは、地域の障害者を対象として、障害者の生活を支える適切な福祉サービスを提供する特定相談支援事業を行う。またこの特定相談支援事業を通じて、障害者のニーズを汲み取り、対応することにより障害者福祉の増進を目的とする。二つ目は、様々な移動制約者が、気軽にまちに出られるように、調査研究や講演会を通して、ハード・ソフト両面からまちづくりを推進する。三つめは、発展途上国における就学困難児童をはじめとする社会的弱者に対して、最低限の教育を受けられるように援助を行い、彼らの生活向上を目指す。これらの3つの目的を遂行することにより、できる限り多くの人々が希望を持ち、その希望を叶えることができる社会づくりを目指す。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本モルドバ友好協会

三 代表者の氏名

沓澤 正明

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市別所二丁目九番地一―三〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、日本とモルドバ共和国との文化と人の交流を推進し、両国の相互理解を促進すると共に、モルドバ共和国の人々の教育および生活環境の向上に必要な支援を行い、両国の友好親善の増大に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なかのドリーム

三 代表者の氏名

高田 功二

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区江古田三丁目五番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、重症心身障害児・者とその家族が地域で生き生きと生活できるための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京形成歯科研究会

三 代表者の氏名

奥寺 元

四 主たる事務所の所在地

東京都北区王子二丁目二十六番二号 ウェルネスオク

デラビルズ三階

五 定款に記載された目的

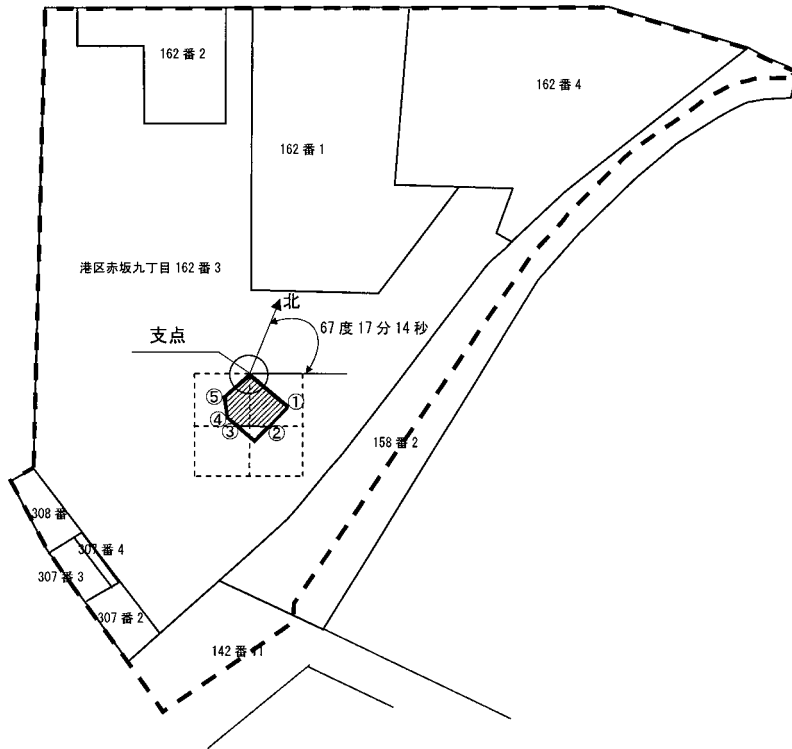
この法人は、広く一般市民を対象として、口腔衛生等のいわゆる予防歯科についての啓蒙活動、再生医療やインプラント臨床を含む歯科医療技術向上のための情報収集活動・研修及び研究活動を通して、歯科医療の発展に貢献し、広く市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十六年十一月二十日付東京都告示第千五百四十三号

三ページ上段の別図を次のように訂正する。

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- - - 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

No.	X座標	Y座標
支点	-36834.25	-9364.69
①	-36836.59	-9356.43
②	-36842.46	-9358.41
③	-36843.64	-9361.29
④	-36842.55	-9364.87
⑤	-36838.03	-9365.93

上記の座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(67度17分14秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002